

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月21日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第2号

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第9条の3第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員」を「第9条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)」に改める。

第9条の4の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第9条の5 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条第1項第2号中「前項」を「前号」に改める。

(永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年永平寺町条例第139号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第6条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年永平寺町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、「特殊勤務手当、超過勤務手当及び期末手当」を「特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の2 給与条例第9条の5の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第10条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第10条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第16条第1項中「この条」を「この条及び次条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第16条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 永平寺町職員の育児休業等に関する条例(平成18年永平寺町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第20条第2号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第22条第1項中「(会計年度任用職員を除く)」を「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」に改める。